

みどりの基本計画を改定

平成10年9月に策定した「新宿区みどりの基本計画」を、社会情勢の変化や、新たな法令に対応した緑化推進策を踏まえて、改定しました。改定に当たっては、パブリック・コメント制度(意見公募)でお寄せいただいたご意見を参考にしました。ご意見ありがとうございました。

計画の全文、パブリック・コメント制度でお

計画の概要

1 計画の理念

みどりとうるおいのある持続可能な都市「新宿」の実現をめざします。

2 計画の目標

今後10年間の目標と、21世紀中ごろを想定した将来の目標を設定しました。

●緑被率の目標(17年度調査で約15%)

10年間で緑被率(樹林などの緑地面積が占める割合)を1%上昇させ、将来は区全体の緑被率を25%にします。

●公園面積の目標(現在は区全体の6.5%)

10年間で新たに2ヘクタールを確保し、将来は面積を区全体の8%にします。

3 計画の方針

4つの基本方針と将来像を示す3つの配置方針を設定しました。

●4つのみどりの基本方針

- ・地域の貴重なみどりを守る
- ・新たなみどりを増やす
- ・新宿ならではの特色あるみどりをつくる
- ・みどりの啓発としくみづくり
- 3つのみどりの配置方針
- ・みどりの骨格の形成
- ・みどりの軸の形成
- ・みどりのモデル地区の指定

4 行動計画

新たに実行していく取り組みや具体的に検討していく「22の行動計画」と、今後10年間で特に力を入れて取り組む「重点的な取組み」(下図)を設定しました。

5 5つのみどりの地域別方針

区内をみどりの観点から「6つの地域」に分け、各地域にみどりづくりの方針を設定しました。

寄せいただいたすべてのご意見(39件)と区の考え方は、みどり公園課・広聴担当課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)で閲覧できるほか、新宿区ホームページのみどり公園課のページでご覧いただけます。

【問合せ】みどり公園課みどりの係(本庁舎7階) ☎(5273) 3924へ。



▲地域との協働で公共施設の緑化に取り組んでいます(相木特別出張所)

みどりの重点的な取組み

1 都市にみどりの軸を創る

- 街路樹を大きく育てる剪定管理
- 河川の緑化
- 沿道の街路樹空間の創出 ほか

2 宅地のみどりを守り育てる

- 保護樹木制度の拡充
- みどりの保全モデル地区の指定
- みどりの推進モデル地区の指定 ほか



地域のシンボルとなる樹木を保護・育成しています

3 創意工夫によりみどりを創る

- 新宿花いっぱい運動の推進
- ピオトーブ地域拠点の設置
- 屋上緑化等推進モデル地区の指定 ほか

4 拠点となるみどりを充実する

- 「区民ふれあいの森」の整備
- 「玉川上水を徳ぶ流れ」の創出
- 魅力ある公園づくり ほか

5 公共施設では先駆けてみどりを増やす

- 新設区有公共施設の緑被率25%の実施
- 区道にシンボルツリーの植栽
- みどりの棚、バス停緑化の実施 ほか

建築物を建てるときは 地下室等への浸水対策を

一定の建築物は「浸水対策に係る届出書」の提出を

「ゲリラ豪雨」などの大雨に備えて、地下室等への浸水被害を防止するため、「新宿区地下室等の設置をする建築物への浸水対策の実施に関する指導要綱」を制定し、4月から施行しています。

●要綱の概要

区内全域に適用します。

①地下室等のある建築物を建築しようとする場合

建築主は、「浸水対策上必要な措置(※)」を講じるよう配慮してください。

②「新宿区洪水ハザードマップ」に表示している「浸水した場合に想定される水深が0.2メートル以上

上の区域」より地下室等のある建築物を建築しようとする場合は、浸水対策上必要な措置(※)を取った上で、区に「浸水対策に係る届出書」を提出してください。

※「浸水対策上必要な措置」とは

①出入口を一段高くする(マウンダップ) ②空堀り(ドライエリア)等周辺の立ち上げ、③換気口・明かり取り窓の立ち上げ、④地下階段前室の拡張、⑤排水ポンプの設置 ほか

【問合せ】建築指導課建設設備係(本庁舎8階) ☎(5273) 3745へ。

◆講座・催し等の申し込み◆

- ①講座・催し名
 - ②〒・住所
 - ③氏名(ふりがな)
 - ④電話番号
- (往復はがきには、返信用にも住所・氏名)
- はがき・ファックスの記載例
- ※あて先は各記事の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料



「みどりの活用を結びませんか」

道路に面した自宅の敷地などを積極的に緑化する団体の方と協定を結び、地域のみどりを増やし、多くの方が楽しむことができるよう、「きれいなみどりの街並みづくり」にご協力いただく制度です。

協定を結んだ団体には、年1回、緑化に必要な花苗・土等材料の一部をお渡しします。

【協定期間】24年3月31日までの3年間

【対象】10戸以上で構成し、区内の地域緑化活動に継続して(年間を通して)協力できる団体

【申込み】必要書類を4月30日(木)までに新宿消費生活センター(〒169-0075 高田馬場4-10-2) ☎(3365) 6100(4月20日(月)からは、〒160-0022 新宿5-18-21、第2分庁舎分館2階、☎5273) ☎3834へ(郵送(必着)またはお持ちください。申込書は同センターで配布するほか、新宿区ホームページからも取り出せます。

【対象】区内を主な活動場所として、「消費者」「食」「健康」「環境」のいずれかの分野について調査・研究し、パネル展示等で活動成果を発表できる団体、5団体程度。開催までに4、5回の実行委員会に参加していただきます。

【申込み】必要書類を4月30日(木)までに新宿消費生活センター(〒169-0075 高田馬場4-10-2) ☎(3365) 6100(4月20日(月)からは、〒160-0022 新宿5-18-21、第2分庁舎分館2階、☎5273) ☎3834へ(郵送(必着)またはお持ちください。申込書は同センターで配布するほか、新宿区ホームページからも取り出せます。

まちの記憶をいかした 「美しい新宿」を目指して

●景観形成ガイドラインの活用を



新宿区景観まちづくり計画 新宿区景観形成ガイドライン

区は、景観法に基づく景観行政団体として、4月から「新宿区景観まちづくり計画」の運用を開始しました。今後は、地域の特性に応じた良好な景観形成のための指針を定めた「新宿区景観形成ガイドライン」を活用して、景観まちづくりを推進していきます。「景観まちづくり計画」を推進していきます。「景観まちづくり計画」を推進していきます。

景観形成ガイドラインとは

歴史・文化・地形等の景観特性により区内を10地区72エリアに分け、地区ごとに地域特性を示し、エリアごとに目指すべき景観形成の方向性や、具体的な方策の例を示したものです(下図)。

▼建築物等の計画において、良好な景観形成を誘導します

景観法に基づく行為の届け出に先立って行う「景観事前協議」の中でガイドラインを活用し、景観法に基づく「規制」に加え、地域特性を踏まえた良好な景観形成を進めていきます。

事業者等が地区ごとに定められた対象規模を超える建築物等を計画するときは、ガイドラインの目標・方針を踏まえた計画となるよう誘導していきます。

▼地域のまちづくりルールを作成するときの「検討材料」になります

地域にお住まいの方が中心となって、景観法に基づく行為の制限を新たに定めたり、地区計画や景観協定などのまちづくり制度を作成するときに、このガイドラインが「検討材料」として活用できます。

地区の概要

(若松地区の例)

①区内を景観特性ごとに10地区72エリアに分けています。

4 若松地区

変化に富んだ地形

まちの記憶

水とみどり

②地区の概要として「変化に富んだ地形」「まちの記憶」「水とみどり」の基本方針に沿って、地域の特性を示しています。

▼若松地区の概要

変化に富んだ地形	●広がる牛込台地 ●台地に入り込む二つの谷地
まちの記憶	●大屋敷を継承した大規模敷地 ●風格ある歴史的な建造物
水とみどり	●戸山公園(箱根山地区)の豊富なみどり ●大規模施設や寺社のみどり

エリア別ガイドライン

(戸山公園箱根山エリアの例)

③エリアごとの景観特性の現状・課題を示しています。

4-1 戸山公園箱根山エリア

戸山公園と大規模施設群を中心としたみどり豊かなまちなみへ

④エリアごとの景観形成の「目標」を定めています。

目標 戸山公園と大規模施設群を中心としたみどり豊かなまちなみへ

⑤目標に向けての「方針」を定めるとともに、方針への「考え方」を示し、方針に向けた「具体的な方策」の例を挙げています。

1. 戸山公園周辺ではまとまったみどりを保全、創出する
2. 散策しやすくなる魅力的な歩行者空間をつくる
3. まちに溶け込む大規模施設群(学校や医療・福祉機関等)の景観をつくる

具体的な方策の例

「景観まちづくりガイドブック」のご利用を

「エリア別ガイドライン」の作成に当たり、東京大学・早稲田大学・工学院大学と協働で現場調査し、72のエリアごとの魅力や景観特性を、特別出張所の地区ごとに10冊にまとめました。景観まちづくりのアイデア集としてご利用ください。区政情報センター(本庁舎1階)・ジュンク堂書店新宿店(新宿3-29-1)で有償頒布しています(1冊500円)。

【問合せ】景観と地区計画課(本庁舎8階) ☎(5273) 3831へ。



住所が変わったら必ず届け出を

転入や転出などで住所の変更があるときは、戸籍住民課またはお近くの特別出張所で手続きをしてください。

●転入届：区外から住所を移したときは、引越越しをした日から14日以内に、転出証明書を持って届け出を。戸籍住民課の窓口が大変混雑しますので、特別出張所でも手続きができますので、ご利用ください。

●転居届：区内で住所が変わるときは、引越越しをした日から14日以内に届け出を。

●転居届：区内で住所が変わるときは、引越越しをした日から14日以内に届け出を。

【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎(5273) 3601 特別出張所へ。

新宿区消費者団体連絡会

総会「記念消費者講座」

- 身近で身を守る法律
- 【日時】4月23日(内)午後2時15分～4時30分
- 【対象】区内在住・在勤の方、45名
- 【内容】遺言・相続・成年後見制度・トラブルの解決ほか(山田治男・弁護士)
- 【費用】無料
- 【会場】新宿区消費生活センター分館(高田馬場4-10-2)へ。先着順。
- 【主催】問合せ「同連絡会」(3365) 6100(新宿消費生活センター内)へ。

みどりサイクルフェア

フリーマーケットの出店者も募集中

- フリーマーケットの出店者も募集中
- 【日時】4月29日(祝)午前10時～午後3時
- 【会場】西新宿中学校校庭(西新宿8-2-44)。雨天の場合は体育館
- 【内容】草木市・フリーマーケット・輪投げ・紙ヒコキ作り

福祉

民生委員・児童委員の委嘱

- 4月1日付で委嘱されました(敬称略)。
- 【筆筒町地区】横山克彦(私方町2) ☎(3269) 4588
- 【落合第一地区】黒木康二(下落合2-5-17) ☎(3953) 5871
- 【柏木地区】石川千衣子(西新宿7-22-8) ☎(3361) 7119
- 【柏木地区】國谷寛司(北新宿2-15-3) ☎(3363) 4544
- 【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273) 3517へ。

再就職支援セミナー

三三就職面接会

- 区社会福祉協議会が開設している「新宿わく☆ワーク」が実施します。
- ①再就職支援セミナー
- 【日時】4月13日(月)午前10時～12時
- 【内容】採用される履歴書の書き方、面接の受け方ほか(野村成二・キャリアカウンセラー)
- ②三三就職面接会
- 【日時】4月23日(内)午後1時～3時
- 【職種】清掃・調理補助・管理職 ほか
- ……(以下共通)……
- 【会場】戸塚特別出張所(高田馬場1-17-20)
- 【対象】おおむね55歳以上の方
- 【申込み】①は電話で4月10日直接、②は4月22日(木)まで直接、新宿わく☆ワーク(高田馬場1-17-20、戸塚特別出張所2階) ☎(5273) 4551へ。

介護予防のための「新宿いきいき体操」普及セミナー

普及セミナー

- 体操を地域の健康づくりに役立てませんか
- 【日時】4月28日(内)午後1時30分～3時
- 【会場】新宿コズミックセンター1(大久保3-1-2)
- 【内容】体操の指導方法を学びます。修了した方には、修了証と指導用のDVDをお渡しし、修了者名簿へ登録させていただきます。
- 【持ち物】運動着・上履き・飲み物
- 【申込み】電話で4月20日(月)までに高齢者サービス課介護予防係(本庁舎2階) ☎(5273) 4594へ。先着70名程度(すでに受講した方を除く)。

区シルバー人材センター 新規会員登録

新規会員登録

- センターの会員になって就業を希望する方は、説明会に参加してください。終了後に入会申し込みを受け付けます。入会した方には後日、接遇研修を受けていただきます。
- 【対象】区内在住の60歳以上で、就業意欲のある方
- 【説明会日時】①4月8日(内)・②4月22日(内)・③5月13日(内)・④5月27日(内)・⑤6月10日(内)・⑥6月24日(内) 午前9時30分から
- 【持ち物】▼顔写真(縦3cm×横2.5cm)2枚 ▼年会費2千円
- ▼郵便局の通帳(就業に対する配分金の振り込み用)・▼住所が確認できる証明書(健康保険証・運転免許証等)
- 【会場・申込み】当日直接、同センター(高田馬場1-32-10) ☎(3209) 3181へ。